

件 名	堺市おでかけ応援利用者証条例の改正について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <p>令和3年10月21日 「堺市財政危機脱却プラン（案）」公表 10月22日 「堺市財政危機脱却プラン（案）」に対するパブリック ～11月18日 コメントの実施 <パブリックコメント実施結果> ○意見提出人数：138人 ○意見項目数：284件 うちおでかけ応援制度の対象年齢の見直し 56件 12月21日 条例改正案否決</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p>11月議会での議論等を踏まえ、見直し内容を再検討。世帯所得が低い方は外出機会や運動習慣が低い傾向にあり、また要介護認定率が高い傾向にあることから、これらの方々の社会参加を促す必要性に鑑み、本制度の対象者に加えて以下の通り関係条例を改正することとし、2月議会に提案する。</p> <p>(1)改正の趣旨・内容 制度の対象年齢を令和5年4月1日に「65歳以上」から2年毎に1歳引き上げ、令和13年度に「70歳以上」に見直す。加えて65歳以上かつ世帯所得が低い方の場合は、対象年齢に達するまでの間も制度の対象者とする。 なお、令和4年度末時点で65歳以上の方（昭和33年4月1日以前に生まれた方）は引き続きおでかけ応援制度を利用できる（転入者含む）</p> <p>(2)施行期日 令和5年4月1日</p>
効果の想定	
関係局との 政策連携	市政集中改革室、健康福祉局

(案)

議案第 号

堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部を改正する条例

堺市おでかけ応援利用者証条例（平成26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（交付対象者）

第2条 利用者証の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記載されている者（以下「住基台帳登録者」という。）であつて、70歳以上のもの
- (2) 次のいずれかに該当する住基台帳登録者であつて、65歳以上70歳未満のもの
 - ア 当該住基台帳登録者及びその者と同一の世帯に属する全ての者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）について、次条第1項の規定による申請のあつた日の属する年の前年（当該日の属する月が1月から5月までである場合にあつては、前々年）の所得に係る市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）をいう。）の均等割が課されていない者
 - イ アに掲げる者に準ずると市長が認める者

第8条中「ものとする」を「ことができる」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、利用者証の使用を停止することが適当と市長が認める場合

第9条第1号中「が交付又は再交付され」を「の交付又は再交付がされ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後の日をその使用の始期とするおでかけ応援利用者証について適用し、この条例の施行の日前の日をその使用の始期とするおでかけ応援利用者証については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 令和5年4月1日から令和14年3月31日までの間において、次の表の左欄に掲げる者に対するこの条例による改正後の第2条の規定の適用については、同条中「70歳」とあるのは、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

昭和33年4月1日以前に生まれた者	65歳
昭和33年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた者	66歳
昭和34年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた者	67歳
昭和35年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた者	68歳
昭和36年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた者	69歳

堺市おでかけ応援利用者証条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

平成16年度から実施しているおでかけ応援制度について、昨今の高齢者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、制度対象者及びその年齢について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行するものであること。

◇おでかけ応援制度の見直しについて（案）

（１）11月議会提出案からの変更ポイント

- 11月議会での議論等を踏まえ、見直し内容を再検討。世帯所得が低い方は外出機会や運動習慣が低い傾向にあり、また要介護認定率が高い傾向にあることから、これらの方々の社会参加を促す必要性に鑑み、本制度の対象者に加えることとしたもの。

【今回提出案】

- ・65歳以上の高齢者のうち世帯所得が低い方（市民税非課税世帯に属する高齢者）を、おでかけ応援制度の対象に追加。
- ・施行日を令和4年4月1日から令和5年4月1日に1年間先送り。

※前回案

- ・対象者を65歳以上から70歳以上に見直す。
- ・経過措置として、対象年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げる。
- ・施行日時点で65歳以上の方は引き続き制度対象とする。

【根拠データ：世帯所得が低い方の傾向】

- ・所得と運動の関係：歩数の平均値（男性）が少ない傾向にある。【別添1】
- ・所得と要介護認定率の関係：要介護認定率が高い傾向にある。【別添2】
- ・所得と外出率の関係：外出頻度が低い傾向にある。

○11月議会提出案（施行日は1年間先送り）

（歳）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
S32年度生	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
S33年度生	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
S34年度生	63	64	65	66	67	68	69	70	71	制度対象 (経過措置含む)		
S35年度生	62	63	64	65	66	67	68	69	70			
S36年度生	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
S37年度生	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
S38年度生	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
S39年度生	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
S40年度生	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68
S41年度生	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67

○今回提出案

（歳）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
S32年度生	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76
S33年度生	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75
S34年度生	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74
S35年度生	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73
S36年度生	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72
S37年度生	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
S38年度生	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
S39年度生	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
S40年度生	57	58	59	60	61	62	63	64	65	追加対象		68
S41年度生	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67

※4/1生まれは前年度生に含める

（２）効果

- 相対的に外出機会が乏しい高齢の世帯所得が低い方をおでかけ応援制度の対象とすることによって、高齢の世帯所得が低い方の外出や社会参加を促し、健康状態の改善に寄与する。

（３）追加対象者（市民税非課税世帯に属する高齢者）

対象者	同一の世帯に属する者全員が直近の市町村民税均等割が課せられていない者等である世帯（市民税非課税世帯等※）である満65歳以上の者
対象期間	対象年齢の引き上げによる年齢に達するまでの期間

※資格要件を満たした対象者が必要書類を添付した申請に基づいてカードを発行する
 ※カード発行後の資格要件は問わないが、追加要件に該当しなくなった場合の自主返納を案内する
 ※おでかけ応援制度の資格要件として定めるものであり、他の制度（給付金事業）と連動するものではない

（４）削減額（11月議会提出案との比較）

※百万円未満切り捨て

- 市民税非課税世帯に属する高齢者を対象とすることにより、対象となる年齢層の約33%が制度対象者となると想定。
 【参考】65～69歳の市民税非課税世帯に属する高齢者：約14千人（超概算）
 （全65～69歳：44,876人（R3.11末現在））

		11月議会提出案	今回提出案 (超概算)
R12年度	単年度削減額	約112百万円	約71百万円
	累計額	約600百万円	約395百万円
R13年度	単年度削減額	約112百万円	約87百万円
	累計額	約713百万円	約482百万円

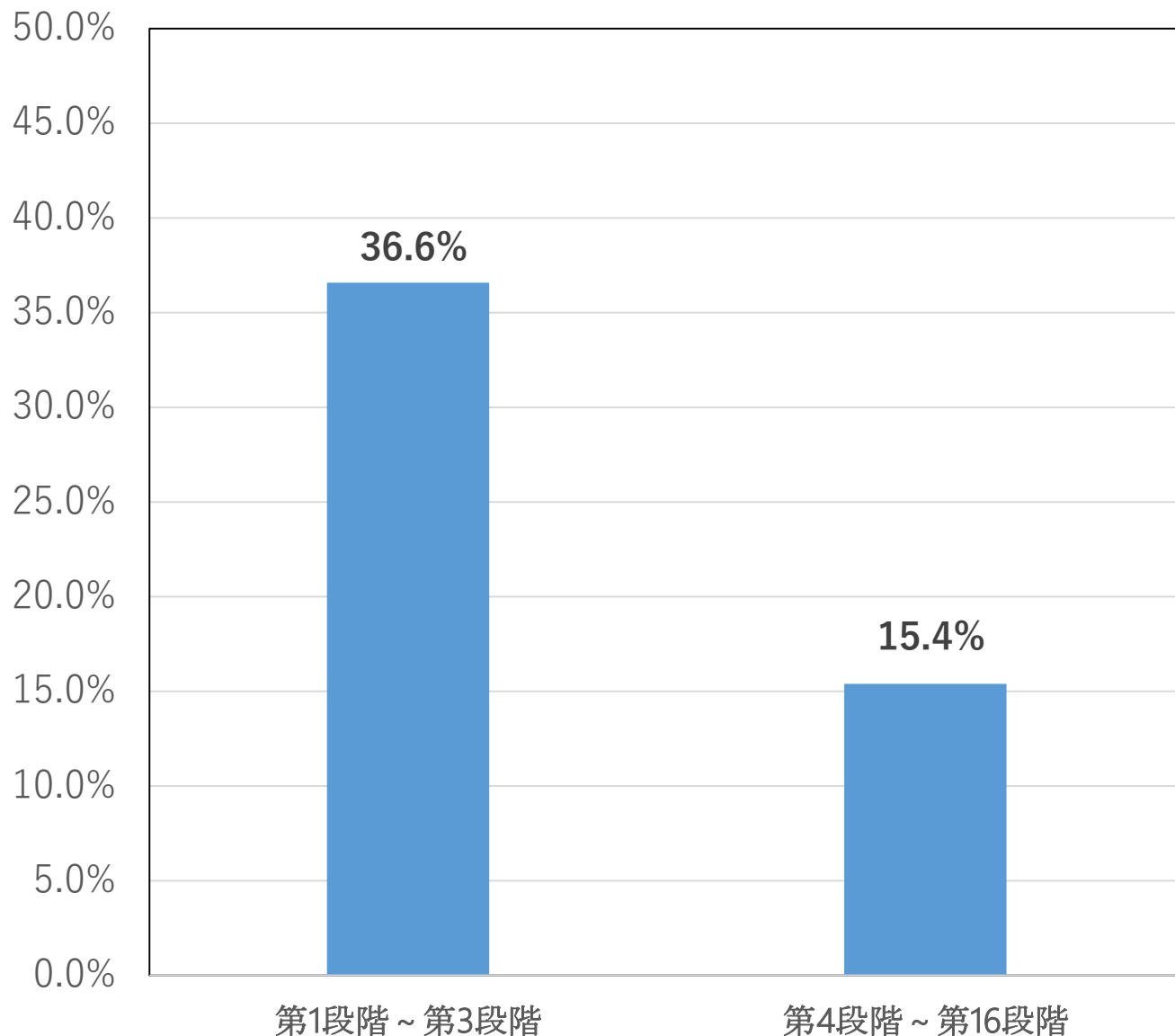
歩数の平均値
[歩]

所得階層別 歩数の平均値（男性）

別添1



65歳以上の堺市民の所得段階別要支援・要介護認定者の割合



(本人が市民税非課税かつ同じ世帯の方全員が市民税非課税) (※)

(本人が市民税非課税かつ同じ世帯に市民税課税者がいる場合、本人が市民税課税)

※第1段階については、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給または生活保護受給している場合を含む。

出典：介護保険システム

令和3年12月現在